



鳥取県公報

平成12年3月3日(金)
第7159号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 1 鳥取県新市町村建設促進援助規程を廃止する訓令（市町村振興課）…………… 2
◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）…………… 2 生活保護法による薬局の廃止（ク）…………… 2 土地改良区の役員の就退任（2件）（農村整備課）…………… 2 土地改良区の役員の退任（ク）…………… 5 土地改良事業の工事の完了（ク）…………… 5 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための 発起人の届出（水産課）…………… 5 土地収用法による事業の認定（管理課）…………… 5
◇ 雑 報	第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（2件）（経営流通課）…………… 6
◇ 正 誤	平成11年11月26日付鳥取県告示第737号中訂正…………… 7

訓 令

鳥取県訓令第2号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表1の項中「行政事務に関する」を「全国的に影響するところが多い」に改め、同表5の項中「出納長」の次に「、病院事業の管理者」を加える。

第4条中「行政事務条例の制定又は改廃にあつては4部、その他にあつては3部」及び「所定の用紙を使用し
て」を削る。

様式第1号及び様式第2号中「行政事務条例」を削る。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

鳥取県新市町村建設促進援助規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県新市町村建設促進援助規程を廃止する訓令

鳥取県新市町村建設促進援助規程（昭和32年鳥取県訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成12年3月3日から施行する。

告 示

鳥取県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ますだ歯科医院	鳥取市古海654-2	平成12年2月25日
ひまわり歯科医院	倉吉市井手畑69-3	〃
増谷薬局蓮池店	境港市蓮池町102	〃

鳥取県告示第117号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
増谷慶一郎薬局	米子市明治町131	平成11年9月30日

鳥取県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	磯 上 巖	倉吉市国府990-21
〃	荒 尾 磨	倉吉市服部801
〃	高 岡 俊 一	倉吉市国分寺160-1
〃	早 田 重 喜	倉吉市横田704
〃	徳 岡 昭 彦	東伯郡大栄町大字東高尾375
〃	田 中 忠 儀	倉吉市服部651
〃	林 一 男	倉吉市下米積420
〃	河 本 益 雄	倉吉市横田653
〃	藤 井 一 久	倉吉市福光156-3
〃	田 中 義 一	倉吉市下米積1016
〃	田 中 敏	倉吉市国府472
〃	船 越 雅 規	倉吉市大谷515
〃	河原條 寛	倉吉市下福田706
〃	岸 田 正 昭	倉吉市服部979-157
〃	吉 田 成 一	倉吉市尾原936-1
〃	福 井 幹 人	倉吉市下福田331-1
監 事	福 永 良 雄	倉吉市福光625
〃	池 田 通 夫	倉吉市下米積609
〃	田 中 満 慶	倉吉市国府487

平成12年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	磯 上 巖	倉吉市国府990-21
〃	荒 尾 磨	倉吉市服部801
〃	高 岡 俊 一	倉吉市国分寺160-1
〃	林 一 男	倉吉市下米積420
〃	洪 谷 史 郎	倉吉市下福田706
〃	太 田 進 博	倉吉市横田355-1
〃	岸 田 正 昭	倉吉市服部979-157
〃	福 井 幹 人	倉吉市下福田331-1
〃	池 本 昭	東伯郡大栄町大字東高尾508
〃	田 中 忠 儀	倉吉市服部651
〃	藤 井 一 久	倉吉市福光156-3
〃	河 本 益 雄	倉吉市横田653
〃	吉 田 成 一	倉吉市尾原936-1
〃	田 中 敏	倉吉市国府472
〃	田 中 義 一	倉吉市下米積1016
〃	船 越 雅 規	倉吉市大谷515
監 事	池 田 通 夫	倉吉市下米積609
〃	福 永 良 雄	倉吉市福光625
〃	田 中 満 慶	倉吉市国府487

平成12年2月17日就任 任期4年

鳥取県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	毛 利 輝 雄	東伯郡関金町大字明高1177
〃	田 中 淑 朗	東伯郡関金町大字明高67-2
〃	笠 原 正 記	東伯郡関金町大字堀2081
〃	松 本 仁 志	東伯郡関金町大字堀2643
〃	石 賀 一 男	東伯郡関金町大字今西110
〃	瀬 尾 学	東伯郡関金町大字泰久寺169
〃	林 儀 幸	東伯郡関金町大字松河原1238-1
〃	見 崎 幸 尊	東伯郡関金町大字松河原651
〃	藤 井 重 光	東伯郡関金町大字大鳥居266
〃	岸 本 吾 郎	東伯郡関金町大字安歩670
〃	小 川 武 弥	東伯郡関金町大字関金宿1519
〃	鷺 見 政 父	東伯郡関金町大字郡家359-1
〃	菰 田 寛 治	東伯郡関金町大字山口580
監 事	石 賀 成 之	東伯郡関金町大字今西150
〃	山 脇 博 文	東伯郡関金町大字大鳥居929
〃	鳥 飼 昇	東伯郡関金町大字関金宿547

平成12年2月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	毛 利 輝 雄	東伯郡関金町大字明高1177
〃	田 中 淑 朗	東伯郡関金町大字明高67-2
〃	笠 原 正 記	東伯郡関金町大字堀2081
〃	松 田 洋 一	東伯郡関金町大字堀2897
〃	石 賀 一 男	東伯郡関金町大字今西110
〃	瀬 尾 学	東伯郡関金町大字泰久寺169
〃	小 倉 昭 夫	東伯郡関金町大字松河原1232
〃	見 崎 幸 尊	東伯郡関金町大字松河原651
〃	藤 井 重 光	東伯郡関金町大字大鳥居266
〃	山 崎 正 美	東伯郡関金町大字安歩843-8
〃	小 川 武 弥	東伯郡関金町大字関金宿1519
〃	牧 野 清 則	東伯郡関金町大字郡家553
〃	菰 田 寛 治	東伯郡関金町大字山口580
監 事	坂 根 光 男	東伯郡関金町大字堀3274-8
〃	山 脇 博 文	東伯郡関金町大字大鳥居929
〃	鳥 飼 昇	東伯郡関金町大字関金宿547

平成12年2月10日就任 任期4年

鳥取県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 鍋 倉 光 司 西伯郡名和町大字古御堂406

平成12年2月2日退任

鳥取県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	集落地域整備事業国府地区区画整理	平成10年3月25日

鳥取県告示第122号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第48条の2において準用する同令第46条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項			漁業者調書の縦覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
岩美郡福部村大字岩戸122-18 奥田 義人 岩美郡福部村大字岩戸2 森 統	福部加入区	漁業災害補償法 第104条第2号 に掲げる漁業	岩美郡福部村大 字岩戸122-8 福部村漁業協同 組合	平成12年3月3 日から同月17日 まで

鳥取県告示第123号

土地取用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

西伯町

2 事業の種類

おおくにコミュニティー運動施設（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡西伯町大字原字四反田地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡西伯町大字法勝寺377-1

西伯町役場

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成12年3月17日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成12年3月3日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 直 野 喜 光

○ 法第9条第3項の届出に係るもの

1 届出者の名称

株式会社サンマート

代表取締役 岩崎八郎

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

サントピア北園店

鳥取市覚寺25-14

3 現在の閉店時刻

5月から9月まで 午後9時

10月から翌年4月まで 午後8時

4 繰下げ後の閉店時刻

午後10時

5 閉店時刻の繰下げを行う年月日

平成12年5月31日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成12年3月17日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成12年3月3日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 直 野 喜 光

- 法第9条第3項の届出に係るもの
- 1 届出者の名称
株式会社サンマート
代表取締役 岩崎八郎
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
サンマート岩倉店
岩美郡国府町分上二丁目255
- 3 現在の閉店時刻
5月から9月まで 午後9時
10月から翌年4月まで 午後8時
- 4 繰下げ後の閉店時刻
午後10時
- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成12年5月31日

正 誤

平成11年11月26日付鳥取県告示第737号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
2	上	3	座山 豊	座山 豊
々	下	2	座山 豊	座山 豊